

日本の中国法研究

高見澤磨（たかみざわおさむ）（東京大学・東洋文化研究所）

序

- 1, 外国法研究の意義
 - 2, 外国法研究としての中国法研究
- 附：滋賀秀三 1980 年度講義資料
- 3, 法学・歴史学としての法史学
 - 4, 現代中国法（中華人民共和国法）研究
 - 5, 近代法史研究の意義

結

補

序

「国」についてはゆるやかに用いる

「法」についてもゆるやかに用いる。

個別の時代や分野の研究を除く。

中国法の枠組や中国法研究の枠組を示した人々の系譜から傾向を見る

1, 外国法研究の意義

(1) 自国の立法論・解釈論の参考に

(飛鳥～明治初期の日本にとっての中国、幕末～の日本にとっての欧米)

(2) 渉外実務の要請（とくにビジネス及び家族）

(3) 対象地域の社会構造を見る切り口として

2, 外国法研究としての中国法研究

附：滋賀秀三 1980 年度講義資料

自国の立法論・解釈論の参考に（同時代研究。古典との対話を含む）

飛鳥～奈良：日本律令形成、

平安～室町：明法家

江戸儒者：とくに吉宗以降

明治初期：江戸儒者の成果の利用（条理として）

1885 年（明治 18 年）内閣制度：日本律令の形式的終焉

植民地統治のための研究

台湾旧慣調査

南満洲旧慣調査

その後の国策研究機関の調査（東文研図書分類「旧植民地」）

生ける法の研究 (Eugen Ehrlich) (法社会学・判例研究・セツルメント運動)
農村慣行調査

3, 歴史学としての法史学

(1) 1911年(中田薫欧州留学から帰国し教授に)以前
有職故事としての法史学(日本法制史・中国法制史)

(2) 以後

比較の観点からの国制・文化研究と資料・史料研究。

日本史:石井良助、中国法制史:仁井田陞

(参照:法制史学会 2019年は19世紀から1920年代までを対象。

また、西英昭「中華民国初期における中国法制史学展開過程の一断面—教科書の分析を中心の一」(『法制研究』86巻2号、2019年)

(3) 仁井田陞(終戦までと戦後)

終戦までの仁井田—池田温—大津透～

(律令制研究会)

また、考古的発見とその利用

(4) 滋賀秀三以後 史料からにじみ出るものを法の形ですくい取る。西洋法の枠組でも説明できることと、そうではないこと。

中村茂夫、森田成満、寺田浩明(+von Senger)

4, 現代中国法(中華人民共和国内法。根拠地法を含む)研究

(1) 外交上の情報収集として

(2) 仁井田—福島正夫—宮坂昇

(3) 福島の早稲田での育成(1967—1977)(文化大革命・国連・日中国交)とその後
(+戦後仁井田)

(4) 憲法学から

(鈴木安蔵)—浅井敦

(清宮四郎)—針生誠吉

木間正道

ここまで:社会主義と中国の実像

(5) 1970年代末以降

～宇田川幸則:オールラウンダーまたはユーティリティプレイヤー(なんでもやさん)
専門分野を持つ中堅・若手(アメリカ法研究に似た現象)

5, 近代法史研究の意義

(1) 近代同時代型

顧問や「外国教習」として(立法や教育への参与)

中華民国法制研究会

(2) 歴史研究として

上記 4 (2)

清末・民国期研究の層の薄さとその克服

島田正郎

滋賀秀三講義は 1940 年代に及ぶ

Paul Chen

松原健太郎・西英昭

(張国福)

溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』東京大学出版会 2001 年（「法」主担当石川英昭、その小項目「近現代の法意識」（高見澤）

李貴連

黄源盛

王泰升

その後の成果

今の台湾・香港への興味（マカオ？）

中国における参照

結

法史学

原理・通史の提示 寺田以降は機会待ち

時代・分野ごとの精密研究 今後も後継の研究者がいる限り続く

近代法史についてはも同様。また現行法につながる。

現代中国法研究

原理・枠組の提示 宇田川以降は機会待ち

分野ごとの精密研究 今後も後継の研究者がいる限り続く

固有法・近代法史・現代法すべてについて学ぶ場は自ら作らないと得られない。

東洋法制史研究会

法制史学会・法史学研究会

現代中国法研究会

日本現代中国学会・比較法学会

アジア法学会・「社会体制と法」研究会

補

(1) 教科書

- ①共著（木間正道・鈴木賢）『現代中国法入門』（有斐閣、外国法入門双書、1998年12月25日）。第2版、2000年9月20日。第3版、2003年3月25日。第4版、2006年10月30日。第5版、2009年10月1日。第6版、2012年10月25日。序・目次・凡例・著者紹介16頁、416頁。第7版、共著者変更あり（高見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則）、2016年3月30日。
- ②高見澤磨・鈴木賢編『要説 中国法』（東京大学出版会、2017年）。

(2) 中国法の形1（法源と調べ方と向き合い方）

- ①「法規彙編編輯出版管理規定について」、東方120号、2-4頁、1991年3月5日。
- ②「中華人民共和国における法源」（法制史研究40号（法制史学会）、77-110頁、1991年3月30日）。
- ③中華人民共和国法制資料」（滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、861-888頁、1993年2月20日）。
- ④「中華人民共和国における法源と法制資料に関する補論」（東京大学教養学部外国語科研究紀要41巻5号、19-33頁、1994年3月25日）。
- ⑤「現代中国法研究の現状と課題」（中国社会科学学会『中国—社会と文化』9号、1994年6月25日、268-278頁）。
- ⑥「中国の法制度を調べる」（佐藤誠編『地域調査法を学ぶ人のために』世界思想社、1996年8月20日、35-49頁）。
- ⑦「立法法及び立法に関する若干の資料の紹介」東方書店『東方』234号、2000年8月5日、2-7頁。
- ⑧「中国法」（はじめに、Ⅰ中華人民共和国法（以下、中国法）の主要な特徴、Ⅱ中国法の調べ方、小結）（北村一郎編『アクセスガイド外国法』東京大学出版会、2004年6月17日、291-320頁）。

(3) 近現代法

- ①共著（高見澤 磨、鈴木 賢）『叢書 中国的問題群3 中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ』（岩波書店、2010年）
（韓国語訳書（『中国法の歴史と現在 統治の道具から市民の権利へ』ハヌル、2013年））。
- ②「近代経験」と体制転換」（『社会体制と法』第2号、2001年6月1日、54-62頁）。
- ③溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』東京大学出版会2001年（「法」主担当石川英昭、その小項目「近現代の法意識」（高見澤））
- ④「律令制の終わり方」（池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、2002年 3月31日、485-505頁）。
- ⑤「近代法制の形成過程」（飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『グローバル化と中国』（『シリーズ20世紀中国史』東京大学出版会の第3巻）第4章、81-99頁、2009年9

月10日)。

⑥「調停から見る中国近世・近代法史」(川口由彦編著『調停の近代』勁草書房、日本近代法史の探求1、2011年1月15日、239-273頁)。(書評:小柳春一郎『法制史研究』62、2013年3月30日、183-188頁)。

(4) 中国法の形2, 裁き

a, 説理心服

①『現代中国の紛争と法』(東京大学出版会、1998年)

(『現代中国的糾紛與法』(何勤華・李秀清・曲陽訳、法律出版社、南京大学垂太法研究所叢書、2003年3月))(書評:盧栄栄「調解何以為中国糾紛解決之軸—評《現代中国的糾紛与法》」、徐昕主編『司法 第一輯 糾紛解決与社会和諧』法律出版社、2006年12月、295-301頁)。

②「1990年代における中国法イメージ 鎌倉会議を中心に」(東京大学東洋文化研究所『東洋文化』84号、2004年3月26日、57-73頁)。

(「20世紀90年代中国法印象—以鎌倉會議為中心」(黄毅・黄震・帥天龍 主編『渠水集 紀念(食堯)?賢教授法学文集』北京大学出版社、2004年10月、317-327頁)。

③「紛争と司法 現代中国」(山内進・加藤博・新田一郎編『暴力 比較文明史的考察』(東京大学出版会、2005年1月7日、143-163頁、第5章として。また文献解題274-275頁、座談会285-318頁)(本文中国語訳に92)。

b, 功罪賞罰(行為を定量評価する法)(参照:人間関係を記号化する法)

①「人間関係を記号化する法と行為を定量評価する法—中国法研究のための比較法的試論」(比較法学会『比較法研究』66号、2004年5月31日、183-190頁)。

(「将人際關係符号化的法作為行為定量評価的法」(張中秋編『中国法律形象的一面:外国人眼中的中国法』(中国政法大学出版社、2012年6月、37-44頁)。(86)の中国語訳)。

②「中華人民共和国刑法における美:量刑のものさし」(『東洋文化研究所 超域連携研究プログラム「アジアの『美』の構築」Annual Report BI 』vol.4、2010年3月31日、46-57頁)。